

申立人 守 大 助

2014年(平成26年)3月28日

仙台高等裁判所 御 中

申立人代理人 阿 部 泰 雄

同 小 関 眞

即 時 抗 告 申 立

頭書申立人にかかる仙台地方裁判所平成24年(た)第1号再審請求事件につき、仙台地方裁判所刑事第1部が、平成26年3月25日付で行った棄却決定に対し、以下の通り即時抗告を申し立てる。

第1 申立の趣旨

- 1 原決定を取消す。
- 2 申立人にかかる仙台地方裁判所平成13年(わ)第22号、同第56号、同第99号、同第148号、同第188号事件(仙台地方裁判所平成16年3月30日判決)につき、再審を開始するとの決定を求める。

第2 申立の理由

3 はじめに

本件は確定審、原請求審を通じて事件性の存否が争点である。

確定審では「各鑑定資料から筋弛緩剤マスキュラックスの有効成分ベクロニウムを検出した」とする土橋鑑定こそが、要証事実「各鑑定資料中のベクロニウムの含有」を直接的に証明する証拠と位置付けられており、事件性認定の証明が十分とされていた。

そして、土橋鑑定は比較鑑定であることから、ベクロニウムの質量分析において m/z 258 のイオンが生成検出されることが、その正確性・信頼性を有する大前提となっていたのである。

新証拠の志田実験鑑定は、ベクロニウムの質量分析において、 m/z 25

8のイオンは決して生成検出されないことを明らかにした。検察官は、志田実験を弾劾する証拠を提出できなかった。

要証事実「各鑑定資料中のベクロニウム含有」の証明を維持するために、苦肉の策として、ベクロニウムの質量分析の過程でベクロニウムが加水分解した可能性を示すとする警察の実験結果を提示し、土橋鑑定においても同様の可能性があると主張した。

これは、確定判決を導いた検察官の「ベクロニウムから m/z 258 イオンが検出されたのは、土橋が加水分解させた結果、ベクロニウムの分解物を分析したということはありません、開裂の機序によりフラグメントイオンとして m/z 258 が生成し検出された」とする主張を180度大転換させるものであった。

しかし、これでは要証事実の証明維持に不十分とみた検察官は、「土橋は本件鑑定の後、ベクロニウムからその分子量を反映する m/z 258 イオンを検出していた」とする補助事項を出した。

検察官は、確定判決を維持するためには要証事実「各鑑定資料中のベクロニウム含有」の証明を必要とする点を十分に理解しているといえよう。

原決定は、まず、土橋鑑定がベクロニウムの分解物の分子量関連イオンの m/z 258 イオンをプリカーサーイオンとして選択した手法について、「法中毒」の記載を根拠にベクロニウムの定性分析の方法としての正当性を認めている。これは後述するとおり完全な誤りである。

さらに、土橋鑑定の分析手法では、ベクロニウム（未変化体）とその分解物（変化体）の区別ができないとする批判に対して、「法中毒」の記載を誤解したものである。後述するとおり、開裂の機序と加水分解を混同するもので、完全な誤りである。

つぎに、仮に区別できないとしても、分解物イオンである m/z 258 が検出した事実に疑いがなく、少なくともベクロニウムの未変化体または変化体が鑑定資料中に存在したことを推認できるとした点も完全な誤りである。

そして、確定判決における「ベクロニウム検出」の認定から、「分解物検出」の認定に変わったとしても、また、仮に土橋鑑定について「鑑定

資料から分解物を検出したとの限度の証拠価値」を認めるなど、確定判決と異なる証明力を認めたとしても、確定判決の有罪認定に合理的な疑いが生ずるものではないとした点は、白鳥決定以来の再審理論と再審実務を全く理解していない、完全に誤った議論である。

4 「第4 土橋鑑定の信用性に関する証拠について」について

原決定は、本項で土橋鑑定の鑑定方法を概説した後、志田鑑定の新規性、明白性の判断を行っている。しかし、同判断内容をみるに、「プロダクトイオンスキャンモード」に関する説明が不正確であり、さらに、化合物の加水分解とイオンの開裂を区別していないなど、基本的な概念さえ理解していないことが明らかである。志田鑑定を評価する以前の問題である。

(1) 「1 土橋鑑定の内容」について

ア MS/MSに関する不正確な説明

原決定は、MS/MSについて「質量分析部に入ったイオン化した試料は、コーン電圧をかけることで、目的成分だけがMS 1に入り、MS 1でまず質量分析を行うことで、様々なイオン種が検出されるので、その中から一つのイオン(これを「プリカーサーイオン」という。)を選び、これをコリジョンセル内でアルゴンと衝突させることで、さらに開裂させ、(これを「CID」あるいは「衝突誘起解離」という。)、生成されたイオン(これを「プロダクトイオン」という。)を、MS 2の質量分析で m/z に応じて分離し、検出器で記録化するものである。そして、MS 2で生成されたプロダクトイオンを測定して得られたプロダクトイオンの種類とピークの保持時間をそれぞれ比較することにより、ある化合物と鑑定資料との定性を行うことが可能となるというものである。」としている。

しかし、上記記載中、コーン電圧の意味とMS 1の機能の説明が誤っている。

すなわち、コーン電圧とは、ドリフト電圧とも呼ばれ、生成されたイオンを質量分析部に導入するための電圧であり、「コーン電圧をかけることで、目的成分だけがMS 1に入る」のではない。生成されたイオンは

コーン電圧により全てMS 1に送り込まれるのである。

次に原決定は、MS 1で質量分析を行ったうえで、その中から1つのイオン、すなわち、プリカーサーイオンを選択するとしている。しかし、プロダクトイオンスキャンモードによる定性分析では、MS 1において質量の測定は行わない。MS 1では、4重極型の質量分析装置を使用する場合、4本のロッドにかかる電圧の大きさを調節することで、特定の質量範囲にあるイオンだけを透過させるだけである。「MS 1でまず質量分析を行うことで、様々なイオン種が検出されるので、その中から一つのイオン(これを「プリカーサーイオン」という。)を選」ぶのではなく、最初からプリカーサーイオンを決めて、MS 1をもちいてフィルタリングするのである。

このように、原決定は、土橋鑑定が用いたプロダクトイオンスキャンモードの意義を理解していないことは明らかである。さらに付け加えれば、「ピークの保持時間」を比較するという記載があるが、何故、保持時間を比較する必要があるのか説明がない。この点についても理解していないと考えられる。

土橋鑑定が採用したプロダクトイオンスキャンモードを理解せずに、その評価を行うことはできない。原決定が、土橋鑑定と志田鑑定の意味を理解しないまま判断したことは明らかである。

(2) 「2 志田意見書の明白性」について

原決定は本項で、①土橋鑑定と志田実験とでは鑑定手法が異なることから、志田意見書が土橋鑑定の信用性を否定することができるのか疑問であること、②ベクロニウムがどのように開裂しても、 m/z 258が生成することはないとする志田意見書の結論が採用できない、③ m/z 279等のベクロニウム分子量関連イオンではなく、 m/z 258をプリカーサーイオンとした分析方法が、ベクロニウムの定性分析の方法として合理性を有することを理由として、志田鑑定の明白性を否定している。

しかし、原決定が、ベクロニウムの加水分解とベクロニウムイオンの開裂を区別せず、その結果、志田鑑定や土橋意見書(別添資料9)を正確に理解できずにこのような結論に至ったことは明らかである。

ア 「(1) ベクロニウムとその分解物について」について

本項では、ベクロニウムとその分解物である脱アセチルベクロニウムの質量及びその性質、さらには、ベクロニウムと脱アセチルベクロニウムのプロダクトイオンについて言及されている。

そのなかで、臼井論文などを引用してベクロニウムが不安定である旨の説明がなされている。しかし、同論文中に「ベクロニウムはメタノールで溶解しても70分間は分解しない」とする記載(39頁)や、ベクロニウムのフラグメントイオンとして m/z 258 が挙げられていない点が無視されている(20頁)。

イ 「(2) 土橋鑑定と志田鑑定との鑑定手法の違いについて」について

原決定は、土橋鑑定と志田鑑定の鑑定手法の違いを問題としている。しかし、土橋鑑定は、鑑定資料中にベクロニウムが含まれているかを確認するためであったのに対し、志田鑑定は、ベクロニウムイオンが開裂して m/z 258 が検出されるかを確認するためのものである。ベクロニウムを分析対象としているが、その目的と分析手法が異なることは当然であり、鑑定手法の違いを検討する意味はない。

(ア) 同項ア記載の通り、土橋鑑定は、ベクロニウム標品と鑑定資料を同じ条件で分析したとしている。同鑑定は鑑定書記載のとおり、プロダクトイオンスキャンモードによるものである。標品の分析を行ったのは、ベクロニウムから生成されるプロダクトイオンを確認するためである。鑑定資料と標品の保持時間のピークを比較したのは、鑑定資料から標品と同じ化合物を検出するためである。まさに、このような分析がプロダクトイオンスキャンモードによる分析である。

原決定は、土橋鑑定の分析方法を理解しないまま「土橋鑑定が、プリカーサーイオンとして選択するイオンの分子量そのものや、検出されるフラグメントイオンの種類そのものをベクロニウムの同定の直接の根拠としていないことを意味する。」との判断を行っている。

なお、土橋鑑定を原決定の述べるような鑑定方法であると理解すると、土橋鑑定がマスクロマトグラム及びトータルイオンクロマトグラムの保持時間とプロダクトイオンの種類を比較したことが無意味となる。

(イ) 同項イについてであるが、土橋鑑定がベクロニウムから m/z 258 が検出されることを前提とする定性分析であったことから、志田鑑定が、前記土橋鑑定の前提が成り立たないことを確認したものである。原決定は、この関係をまったく理解していないことから「志田鑑定の実験結果をもって、土橋鑑定の信用性をただちに否定する根拠となりうるかについては、疑問がある。」と間違った判断に至ったものである。

(ウ) 同項ウにおいて、原決定は志田実験で使用した装置や仕様が異なることから、「志田実験と土橋鑑定で検出されるイオンが異なる可能性は否定できないところである。」と結論づけている。

しかし、前項で述べたとおり、志田鑑定は、土橋鑑定が前提としていたベクロニウムから m/z 258 イオンが検出されるとする点を問題としたものである。ベクロニウムから m/z 258 が検出されないことを確認するための分析装置及び分析条件と鑑定資料からベクロニウムが検出されるかに関する分析装置及び分析条件が異なることは当然なのであり、使用する装置や仕様が異なることをもって志田鑑定の結論を否定することはできない。

ウ 「(3) ベクロニウム標品から m/z 258 が検出されるかについて」について

原決定は、本項で「ベクロニウム標品から m/z 258 が検出されることは肯定でき」、「ベクロニウム標品がどのように開裂しても、 m/z 258 は生成されないとする志田意見書の結論は採用できない」としている。

しかし、「ベクロニウム標品から m/z 258 が検出されることは肯定でき」とする記載だけでは、ベクロニウム標品から、どのような経過で m/z 258 が検出されるのか不明である。本件でベクロニウムが加水分解して m/z 258 が検出されるのか、ベクロニウムイオンが開裂して m/z 258 が検出されるのかを区別することが問題の核心だからである。ベクロニウムの加水分解とベクロニウムイオンの開裂を区別せずに志田鑑定の結論に対する評価をすることはできない。

次に、原決定は「ベクロニウム標品がどのように開裂しても、 m/z 258 は生成されないとする志田意見書の結論は採用できない」としている。

しかし、志田実験は、「ベクロニウム標品」の開裂を検討したものではない。ベクロニウムイオンの開裂状況を確認したものである。そもそも、「ベクロニウム標品」が開裂することはない。用語に関する基本的な誤りである。

そもそも、原決定の「ベクロニウム標品から m/z 258 が検出される」とする命題自体が誤っている。ベクロニウム標品はベクロニウム未変化体なのであり、ベクロニウムの未変化体からは、ベクロニウムの未変化体をしめす m/z 557 や 279 が検出される。ベクロニウム未変化体から、その分解物の分子量関連イオンとされる m/z 258 を検出した分析は、誤った、失敗した分析である。「ベクロニウム標品から m/z 258 が検出される」と判断した原決定は、それが、誤った分析であることを理解していない。

(ア) 原決定は本項イにおいて、別添資料 14 の実験の結果を引用して「ベクロニウム標品から、分子量関連イオンである m/z 279 だけでなく、 m/z 258 も検出されることは明らかとなった」として、志田鑑定が誤っていると判断しているようである。

しかし、別添資料 14 は、検察官が、ベクロニウムが分析途中で加水分解して m/z 258 となることを示すための分析である(意見書(1) 14 頁以下)。したがって、ベクロニウムから開裂により m/z 258 が生成されなかった志田鑑定を否定する根拠とはならない。

なお、別添資料 14 の分析は「冷蔵しておいたベクロニウム標品を常温の純水に溶解し、直ちに質量分析装置に導入した」となっている(検察官意見書補足説明 2 頁)。しかし、臼井論文によれば、ベクロニウムが最も分解しやすいメタノールに溶解しても 70 分程度経過しても加水分解しない(39 頁)。したがって、ベクロニウムを純水に溶解して直ちに分析したとする別添資料 14 の分析においてベクロニウムが分解することはあり得ない。同分析で m/z 258 が検出されること自体不自然なのである。

このように、別添資料 14 の分析結果から志田鑑定を否定することはできない。

(イ) 原決定は本項ウにおいても「分析に使用されたベクロニウム標品から m/z 258 が検出されたということも明らかといえる。」と判断し、その根拠として以下のように説明している。

すなわち、「 m/z 258 が検出できなければ、同イオンをプリカーサーイオンとしてプロダクトスキャンできないが、土橋鑑定に添付されているマススペクトルの「Daughters of 258ES+」との表記から、 m/z 258 イオンを実際に分析していることを客観的に確認できる」としている。

しかし、マススペクトルの表記は分析担当者により任意に入力できるのであり、この表示をもって客観的資料とすることはできない。ベクロニウム標品から m/z 258 が検出されたことを証明するのであれば、ベクロニウムをMS 1でスキャンして、 m/z 258 が検出されたマススペクトルを提示すれば済むはずである。しかし、確定審段階からそのようなマススペクトルは一度たりとも提示されていない。

原決定の「分析に使用されたベクロニウム標品から m/z 258 が検出されたということも明らかといえる。」との判断には何らの根拠もない。

(ウ) 原決定は、本項エにおいて以下のように判断している。

- ① 土橋鑑定では、プリカーサーイオンとしてベクロニウムの脱アセチル化体の分子量関連イオンを検出したものといえる。
- ② ベクロニウムがLCの移動相の影響等により分解ないし開裂する可能性は否定できない。

しかし、①のプリカーサーイオンは、検出されるものではなく検出対象イオンとして選択するものである。また、「ベクロニウムの脱アセチル化体の分子量関連イオン」とは m/z 258 を指す。したがって、上記文章は「プリカーサーイオンとして m/z 258 を検出したものといえる」ということになる。趣旨不明の文章である。

次に、「ベクロニウムがLCの移動相の影響等により分解ないし開裂する可能性は否定できず、これに反する志田前教授の意見は採用できない。」としているが、LCの移動相の中で開裂が起こることはない。原決定は、ベクロニウムの加水分解と開裂を区別できていないのである。志田鑑定は、ベクロニウムの開裂を問題としているのであり、加水分解

を問題としているのではない。原決定はこの点を理解していないと考えられる。

原決定は、検察官意見書(1)(17頁)にならって①ないし③の経過によりベクロニウムから m/z 258 が検出されると判断しているようである。しかし、検察官意見書(1)は、①はベクロニウムに従前から含まれる夾雑物、②が分析途中における加水分解、③は分析途中の開裂により、 m/z 258 が検出される可能性があるとして、加水分解と開裂を明確に区別している。

ところが、原決定は、③において「分析条件、分析装置次第で、イオン化の過程でベクロニウムの脱アセチル化が起こっていた」としている。ベクロニウムの加水分解を述べている②と区別していない、あるいは区別を理解していないことは明らかである。なお、原決定が参考にしたと考えられる、土橋意見書(別添資料9)で使用されている「分解ないし開裂」は、開裂だけを指し、加水分解を含まないが、原決定はこの点も理解していないと考えられる。

エ 「(4) m/z 258 をプリカーサーイオンとした土橋鑑定の鑑定手法が合理的であることについて」について

原決定は、本項において、これまでの判断を前提として、 m/z 258 をプリカーサーイオンイオンとするベクロニウム未変化体の定性分析は正当であるとする。しかし、土橋鑑定は、ベクロニウム標品から m/z 258 を検出したという誤った分析なのである。誤った分析を前提とした定性分析に合理性がないことは明らかである。

(ア) 原決定は、本項アで m/z 258 をプリカーサーイオンとした土橋鑑定の合理的であるとする一方、影浦鑑定等もまた有効であるとする。しかし、 m/z 258 をプリカーサーイオンとした土橋鑑定がベクロニウムを検出できない分析方法であることは明らかである。また、土橋鑑定の比較鑑定であると理解したとしても、比較対象であるベクロニウム標品の分析を誤った分析なのであり、土橋鑑定は、鑑定資料の分析を検討するまでもなく誤った鑑定である。

(イ) 原決定は、本項イにおいて、ベクロニウムの脱アセチル化体の分子量関

連イオンをプリカーサーイオンとして選択した土橋鑑定の分析方法について、ベクロニウムの定性分析の方法として正当性を認めることが出来ると断定し、その根拠として、土橋の経験や別添資料3の講演抄録、そして土橋意見書(別添資料9)をあげる。

しかし、原決定があげる判断資料には、客観的資料が全く添付されていない。土橋鑑定の正当性を根拠づける根拠は存在しないと言うべきである。

なお、原決定は影浦鑑定等の分析方法の正当性を認めているが、プロダクトイオンスキャンモードによる分析であることを前提とすると、これらの鑑定と土橋鑑定が両立することはあり得ない。

(ウ) 原決定は、本項ウで、土橋鑑定が、ベクロニウムの変化体を検出したのか、未変化体を検出したのか区別できないのではないかとの弁護人の主張に対し、法中毒記載の講演抄録(別添資料3)をあげて「ベクロニウムの含有を判定するために、脱アセチル化体の分子量関連イオンをプリカーサーイオンとして選択した土橋鑑定の鑑定手法は十分に合理性を有するといえる。」としている。しかし、「法中毒」の記載等から、土橋鑑定の検出した化合物がベクロニウムの未変化体であり、その分解物と区別できるとする理由は不明である。そもそも、法中毒が誤った報告であることは、臼井論文の表2(11頁)から明らかである。臼井論文によれば、ベクロニウムの分子量関連イオンは279.2と557.5とされ、3脱アセチルベクロニウムのそれは、258.1と515.4とされており、法中毒とは全く異なっているからである。

土橋鑑定の鑑定手法に合理性が認められる根拠はない。

(エ) 原決定は、本項エにおいて、「土橋鑑定の分析方法では、鑑定資料中にベクロニウムの未変化体が存在していたのか変化体が存在していたのか区別できないとしても、少なくともベクロニウムの未変化体又は変化体が鑑定資料中に存在したことは強く推認でき、確定判決における事件性認定根拠である、ベクロニウムが検出されたという点が、その変化体が検出されたというように事実認定が変わったとしても、各被害者の体内にマスキュラックスが投与され、各被害者の容体急変が引き起こされた

事実は優に推認され、確定判決の事件性認定に合理的な疑いが生じるものではない。また、土橋鑑定が直接証拠から間接証拠に変更され、土橋鑑定について、確定判決と異なる証明力を認めたとしても、これにより他の証拠の証明力に影響が及ぶものではなく、有罪認定ができる。」としている。

土橋鑑定によりベクロニウムの変化体が検出されたと認定できるか、の点は置くとして、原決定の判断は、明らかに再審請求審の範囲を超えるものである。

すなわち、再審請求審の審判の対象は、請求人が有罪か無罪かを判断するものではなく、確定審における事実認定の当否である。本件における事件性認定の要証事実、「鑑定資料中のベクロニウムの含有」であり、「鑑定資料中のベクロニウムの分解物の含有」ではない。確定判決は、土橋鑑定を根拠として、「鑑定資料中のベクロニウムの含有」を認定していた。なぜなら、鑑定資料である血清、点滴溶液中にはベクロニウムの分解物は存在しないとされていたからである。したがって、「鑑定資料中のベクロニウム含有」から「鑑定資料中のベクロニウムの分解物の含有」とするためには、立証が必要である。単に、新証拠と旧証拠を総合して「鑑定資料中のベクロニウム分解物の含有」を認定することは出来ない。

又、土橋鑑定に関し、事件性認定のための要証事実を証明するための直接証拠性が否定されれば、事件性認定の立証構造が変わるのであり、確定判決の事実認定が動揺したと言うべきである。

よって、原決定の、確定判決の事件性認定に合理的な疑いが生じないとする判断は、再審理論上とり得ないと言うべきである。

5 池田正行意見書の新規性と明白性

(1) 池田正行意見書の新規性について

原決定は、池田意見書の「A子の症状がマスキュラックス中毒では説明できない」とする部分について新規性を否定した。

その理由は、この部分はその医学的専門的知見の代替性に鑑み、確定審

で用いなかった基礎資料を新たに用いたものではなく、新たな鑑定方法や新たな医学的経験法則によるものでもなく、同じ基礎資料に基づき、専門的立場から異なる評価を行ない、旧証拠の橋本教授の見解を論難するものとし、新規性を否定した。

このような新規性に関する見解は、白鳥決定以前の再審制度の運用が活性化していない時期に存在したものであり、今日、その証拠自体についての「裁判所による判断未了性」により新規性が認められるとする運用を忘れている議論である。

原決定が、池田意見書の「A子の一連の症状によればミトコンドリア病メラスであると診断できる」とする部分について新規性を肯定したのは当然である。

(2) 池田正行意見書の明白性

ア 新規性を肯定した部分について

(ア) 原決定の概要

原決定は、検察官が提出した後藤意見書を引用して、まず、①血中乳酸値が高いことは、点滴による二次的な上昇を否定できず、ミトコンドリア病の確実な陽性所見とはいえない、②多彩な症状を示すミトコンドリア病の確定診断をするには、生化学、病理学、分子遺伝学の3つの方法を用いてミトコンドリア異常を確認することが必要、③左側難聴はミトコンドリア病との関連性が低い、心筋肥大も呼吸不全による心筋障害の可能性を否定できず心筋生検の必要がある、などとしている。

そして、ミトコンドリア病の認定基準（平成21年に特定疾患として認定）に当てはめると、池田意見書指摘のとおり、A子はミトコンドリア病の疑い例を超え確実例に該当するが、この認定基準は医療費助成のための基準である。これとは別に厚生労働省が作成したミトコンドリア病メラスの診断基準があり、この基準では、A子については筋生検及び遺伝子検査が行われておらず、その確実例または疑い例の認定基準を満たしていないとする。

また、A子の血中乳酸値について正常値の上限を下回る数値が何度も測定されているなどとして、その該当性についても疑問がある。さらに、

脳画像上の異常所見についても、メラス診断基準では、脳の急性局所異常所見が卒中様の臨床所見とされており、急変当日の10月31日午後8時過ぎ撮影の頭部CT画像に異常所見が見当らず、また午後11時過ぎ撮影CT画像にも局所病変が見当らず、11月6日のCT写真は10月31日の低酸素脳症による結果と考えられることに照らし、脳画像にミトコンドリア病の臨床所見としての病変を認めるとの項目に該当するとの池田意見にも疑問があるとする。

そして、ミトコンドリア病の確定診断のためには、生化学、病理学、分子遺伝学の各検査により確認することが重要であるがこれがないこと、乳酸値の高値は点滴治療によること、脳画像にミトコンドリア病の臨床所見が認められず、難聴や肥大性心筋症その他の各症状も、低酸素血症等のその他の原因で説明可能だとして、ミトコンドリア病の積極的な所見とはいえないとし、ミトコンドリア病の認定基準の確実例に該当するとする池田意見書には多くの疑問があり、A子の急変原因がミトコンドリア病メラスであるとする具体的可能性がないとして、池田意見書にいう「A子の一連の症状によればミトコンドリア病メラスであると診断できる」とする部分について、明白性を否定した。

(イ) 原決定の判断の誤り

まず、原決定が、池田意見書が指摘する一連の症状の内、A子さんが北稜クリニックを受診する切っ掛けである腹痛と嘔吐の症状に関する考察を除外した点を指摘しなければならない。

病態を考察するとき、全ての症状と全ての検査データを考察の対象とすべきことはいうまでもなく、また、その全てを一元的、統一的に、説明できる一つの病態を究明することになる。

このような視点からすると、原決定が腹痛と嘔吐の症状を考察外としたことは、はじめから正しい病態の究明の途を閉ざすようなものであり、失当である。

これに対し、池田意見書は、腹痛と嘔吐の症状を時系列に並ぶ一連の症状で最初に発現した症状として考察の対象に取り込み、ミトコンドリア病メラスの症状として説明できるとした。

他方、事件性を肯定する有罪説、マスキュラックス中毒説からは合理的な説明ができないため、必然的に考察の対象外とする。

確定審の検察官主張と確定判決、そして原再審請求審の検察官主張と原決定は、正しい病態を究明する前提を誤っている。

この腹痛と嘔吐の症状は、A子さんに対し点滴ルートを通じてマスキュラックスを投与したと認定されたその点滴処置の前から発現しており、点滴と関連性のない点が重要である。

つぎに、原決定は、点滴後の症状や検査データを一つ一つ個別に取り上げるようにして、ミトコンドリア病（メラス）以外の他の原因の可能性を指摘するが、このことは医学的にみて当然のことであって、何ら同疾患を否定する論拠になっていない。

前記のとおり、個別の症状や検査データの全てを一つの疾患で説明できるか否か、これが決定的に重要なのである。

そして、池田意見書は、腹痛、嘔吐、複視、構音障害、不随意運動、けいれん、呼吸数の低下、脈拍数の低下、瞳孔散大、対光反射障害、心停止、腱反射亢進、咳せい反射・嘔吐反射の消失、高乳酸血症、難聴（左側）、肥大型心筋症と、認められた一連の症状の全てを充足する唯一の疾患・病態として、ミトコンドリア病（メラス）と診断できるとしているのである。

また、原決定は、上記のとおり、10月30日当日の頭部の画像に異常所見や局所病変が認められないとし、また、11月6日のCT画像には局所病変が認められないとして、池田意見書に疑問を呈しているが、脳梗塞などの虚血性脳疾患では、当日や翌日の頭部画像に異常所見が認められないことがある点は、医学の常識であり、ミトコンドリア病の脳画像は非常に多彩であり、ミトコンドリア病に特異的（診断の手係になるほど特徴的）な脳画像変化というものはなく（平成25年7月19日付池田意見書）、その批判は当たらない。

さらに、原決定は、ミトコンドリア病の確定診断のためには、生化学、病理学、分子遺伝学の各検査、例えば、筋生検及び遺伝子検査などがA子さんについて行われていないとして、更生労働省が作成したミトコン

ドリア病メラスの診断基準を満たしていないとするが、現実問題として、検察側には可能であっても、弁護側に事実上不可能な検査を無理強いするに等しく、その検査が行われて否定されているわけではなく、本末転倒であるというべきであろう。

以上、原決定が、A子さんの急変原因がミトコンドリア病メラスである具体的可能性が認められないとして、明白性を否定している点は、明らかに誤った判断である。

イ 新規性を否定した部分について、

(ア) 原決定の概要

原決定は、念のため明白性について検討するとし、結論として明白性もつぎのように否定した。

池田意見書の指摘した「複視と瞬きの同自存在の矛盾」「構音障害と首の動きの同自存在の矛盾」について、A子の症状経過をみると、複視の時点では瞼の筋肉には弛緩作用が強く働いておらず、また、構音障害が生じた時点では、首を振るための筋肉には弛緩作用が強く働いていなかったと考えられるとし、池田意見書は筋弛緩剤による筋弛緩作用の発現順序や働き程度の差を考慮せず、近い部位の筋肉に同程度の筋弛緩作用が生じることを前提とする点で疑問があるとしている。

さらに、けいれんや脈拍低下については、確定審で橋本教授がマスキュラックス投与の二次的作用である低酸素脳症による脳の中枢部の傷害が原因と証言しており、矛盾しないとし、池田意見書が酸素飽和度が低下した午後7時8分の以前には低酸素脳症が起こっていたことはありえないとする点については、確定判決の判示のとおり、補助呼吸で低下していた酸素飽和度が回復しつつある段階と考えることができるから、午後7時8分以前に低酸素脳症が生じていた可能性を否定できないとする。

次に、池田意見書が説明できないとした高乳酸血症、左側難聴、肥大型心筋症は、マスキュラックス投与の二次的作用である低酸素脳症の作用、点滴等の影響と考えられるから、矛盾しない。

以上、池田意見書指摘の各症状は、いずれもマスキュラックス投与と矛盾しないから採用できないとして明白性も否定した。

(イ) 原決定の判断の誤り

原決定は、医学専門家の裏付を求めないまま、「素人判断でこうも考えられるとしたり」「神経内科学専門ではない確定審橋本の証言を引用したり」「証明のない単なる推測に過ぎない、酸素飽和度のより低い状態の可能性を採用したり」して、池田意見書を批判しているに過ぎず、これをもって明白性を否定したことは明らかな誤りである。

ウ 小活

以上、池田意見書には新規性があることはもちろん、明白性も十分に備わっている。

とりわけ、確定判決も原決定も、説明することができず、医学的に、説得的に位置付けることのできない、点滴前の腹痛と嘔吐の症状について、池田意見書は、ミトコンドリア病メラスの症状とする合理的な位置付けを与えることができた。

また、捜査段階でも確定判決においても看過された高乳酸血症、肥大型心筋症、難聴について、同様に、ミトコンドリア病メラスの症状とする合理的な位置付けを与えた。

池田意見書は本件の全貌を手取るように明確にした。

6 結語

確定判決の事件性認定の根拠は、志田保夫質量分析実験鑑定、池田正行医学診断という科学的証拠により失われた。確定判決の事実認定が維持できなくなったことは明らかである。再審開始決定をなし再審公判に移行しなければならない。

袴田事件再審開始決定の報道に接した。

本件が、袴田事件の轍を踏むことなく、一度限りの貴重な人生をこれ以上奪うようなことにならないために、速やかな英断を求めるものである。

以 上